

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり指針

北海道環境生活部

# 目 次

<i>E</i> 7	

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例に基づく指針の基本的な考え方・・・1

# ■ 指 針

第1編	学校等における児童等の安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3
第2編	通学路等における児童等の安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		5
第3編	道路、公園、駐車場及び駐輪場における犯罪の防止に配慮した構造、	設備等・・	7
第4編	住宅における犯罪の防止に配慮した構造、設備等・・・・・		9

# 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例に基づく 指針の基本的な考え方

# 1 指針策定の経緯

犯罪のない安全で安心な地域づくりを推進することにより、道民の皆さんが、安全で安心して暮らし、活動することができる社会の実現を図るため、「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」が、平成17年4月1日に施行されました。

この条例では、道民や事業者等による犯罪の防止のための自主的な活動や、道、市町村及 び道民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備などの取組を定めており、条例に基づ き、学校等や通学路等における児童等の安全の確保を図るほか、犯罪の防止に配慮した構造、 設備等を有する道路、公園、駐車場及び駐輪場、住宅の普及を図るため、4つの指針を策定 しました。

その後、関係する法律の条文の変更及び字句の修正により、平成23年1月に一部改正し、 平成27年4月には、4つの指針を1冊に統合しました。

# 2 指針の位置付け

この指針は、学校等、通学路等における児童等の安全を確保するための必要な方策を示したり、道路、公園、駐車場及び駐輪場、住宅における施設の構造や設備等に関して、犯罪の防止に取り組むための配慮する事項や具体的な手法等を示しています。

## 3 指針の概要

#### □ 第1編 学校等における児童等の安全の確保

学校(大学を除く。)及び児童福祉施設において、学校等の設置者、又は管理者に対して、児童等の安全を確保するための必要な方策を示しています。

- 学校等の安全対策の推進
- 不審者の侵入防止対策
- 緊急時に備えた体制の整備
- 施設・設備等の点検整備
- 地域における関係機関・団体等との連携
- 安全教育の充実

#### □ 第2編 通学路等における児童等の安全の確保

児童等が、通園、通学等に利用している道路及び児童等が日常的に利用している公園、 広場等において、通学路等を管理する者、学校等を管理する者、児童等の保護者、地域住 民及びその通学路等の所在する地域を管轄する警察署長に対して、児童等の安全を確保す るための必要な方策を示しています。

- 危機管理意識の高揚
- 児童等に対する安全確保の取組
- 通学路等の安全点検
- 地域における関係機関・団体等との連携
- 安全教育の充実

# □ 第3編 道路、公園、駐車場及び駐輪場における犯罪の防止に配慮した構造、設備等

道路、公園、駐車場及び駐輪場について、道路等の設置者、又は管理者に対して、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関して、防犯性の高い道路等の普及を図るための具体的に配慮すべき事項や手法等を示しています。

- 道路に関する整備事項
- 公園(公衆便所を含む。)に関する事項
- 駐車場に関する整備事項
- 駐輪場に関する整備事項

# □ 第4編 住宅における犯罪の防止に配慮した構造、設備等

新築、又は改修される既存の住宅について、住宅を建築しようとする者、住宅を所有し、 又は管理する者に対して、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関して、防犯性の高い住 宅の普及を図るための具体的に配慮すべき事項や手法等を示しています。

- 共同住宅に関する整備事項
- ・ 一戸建て住宅に関する整備事項

# 第1編 学校等における児童等の安全の確保

# 第1章 通則

#### 1 目的

本編は、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例第14条の規定に基づき、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第124条に規定する専修学校の高等課程及び同法第134条第1項に規定する各種学校で主として外国人の児童、生徒、幼児等に対して学校教育に類する教育を行うものをいう。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(以下「学校等」という。)における児童、生徒、幼児等(以下本編において「児童等」という。)の安全の確保を図るための必要な方策を示し、もって学校等における児童等の安全の確保を図ることを目的とする。

## 2 運用方針等

- (1) 本編は、学校等を設置し、又は管理する者に対して、学校等における児童等の安全を 確保するため、努力すべき具体的な方策を示すものである。
- (2) 本編の運用に当たっては、関係法令等を踏まえ、児童等の発達段階や学校等及び地域 の実情に応じて運用するものとする。
- (3) 本編は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

# 第2章 具体的な方策

1 学校等の安全対策の推進

教職員及び児童福祉施設職員(以下「教職員等」という。)一人ひとりが児童等の安全の確保を第一に、組織的な対応を図るとともに、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、児童等の保護者、地域住民及び関係機関・団体の協力を得て、次のような安全対策を実施する。

- (1) 不審者侵入時の危機管理マニュアルの策定及び見直し
- (2) 学校等の危機管理についての教職員等に対する研修及び防犯訓練の実施
- (3) 学校等の安全に関する点検活動の実施

#### 2 不審者の侵入防止対策

学校等への不審者の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、次のような対策 を実施する。

- (1) 出入口の限定及び登下校又は通所時以外の児童等の出入りする玄関の施錠等の適切な管理
- (2) 門から学校等の施設入口までの経路を案内する立て札、看板等の設置
- (3) 来訪者用の入口及び受付の明示
- (4) 来訪者の受付名簿の記入及びリボン、名札等の着用
- (5) 来訪者に対する声掛け
- (6) 来訪者と応接できるスペースの確保

## 3 緊急時に備えた体制の整備

学校等の近隣において不審者等の情報があった場合又は学校等への不審者侵入時等の緊急時に備えて、児童等の保護者、地域住民及び関係機関・団体と連携して、次のような対策を実施する。

- (1) 不審者等の情報があった場合の警察等へのパトロールの要請、登下校及び通所の方法の決定、児童等の保護者及び地域住民への連絡等
- (2) 学校等への不審者侵入時等の緊急時における警察等への通報、児童等の避難誘導、不審者への対応など教職員等の役割分担の明確化
- (3) 近隣の学校等、警察署等の関係機関との情報交換等を行う連絡体制の整備
- (4) 警察署及び消防署の協力の下、教職員等、児童等の保護者、地域のボランティア等による防犯や応急手当の訓練等の実施
- (5) 臨床心理士、スクールカウンセラー等の専門家や専門機関との連携による心のケアの 支援体制の確立

# 4 施設・設備等の点検整備

不審者を早期に発見し、その侵入を未然に防止するとともに、不審者による児童等に対する危害を防ぐため、次のような施設、設備、器具等に関して、次のような対策を実施する。

- (1) 不審者の侵入防止、死角の排除等を目的とした教室、保育室、職員室等の配置の検討
- (2) フェンスや外灯(防犯ライト等)、学校等の施設の窓や出入口の錠等の点検整備
- (3) 死角の原因や避難の妨げとなる障害物等の除去
- (4) 不審者の侵入を防ぐための防犯設備(防犯カメラ、モニター付きインターホン等の防犯 監視システムや、防犯ベル、ブザー等の通報システムをいう。)及び防犯器具(さすまた、 盾、催涙スプレー、ネット、杖等をいう。)の点検整備

# 5 地域における関係機関・団体等との連携

児童等の安全を確保するため、児童等の保護者、地域住民等による学校支援のボランティアその他関係機関・団体に協力を要請して、次のような取組を実施する。

- (1) 学校等における安全の確保に関する推進体制の整備
- (2) 学校等の内外及び通園、通学等に利用している道路のパトロール
- (3) 学校等の開放時及び学校等の施設外での活動時の人員の配置
- (4) 児童等に対する声掛け
- (5) 不審者を発見した場合の警察や学校等への通報
- (6) 不審者侵入に関する注意喚起の文書等の各家庭への配布、地域での掲示等速やかな周 知体制の整備
- (7) 「子ども110番の家」等の緊急避難場所の整備

## 6 安全教育の充実

児童等が犯罪の被害に遭わないための知識を習得し、様々な危険を予測し、回避できる 能力を育成するため、学級活動、学校等の行事等の機会を通して、次のような取組を実施 する。

- (1) 不審者侵入時における対処方法を身に付けさせるための防犯教室や防犯訓練の実施
- (2) 地域における危険箇所及び「子ども110番の家」等の緊急避難場所の周知
- (3) 誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法の指導
- (4)「地域安全マップ」の作成等、地域社会の安全について児童等が主体となった学習の実施

# 第2編 通学路等における児童等の安全の確保

# 第1章 通則

1 目的

本編は、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例第14条の規定に基づき、児童、生徒、幼児等(以下本編において「児童等」という。)が通園、通学等に利用している道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等(以下「通学路等」という。)における児童等の安全の確保を図るための必要な方策を示し、もって通学路等における児童等の安全の確保を図ることを目的とする。

## 2 運用方針等

- (1) 本編は、通学路等を管理する者、学校等を管理する者、児童等の保護者、地域住民及び当該通学路等の所在する地域を管轄する警察署長が、協働して、通学路等における児童等の安全を確保するため、努力すべき具体的な方策を示すものである。
- (2) 本編の運用に当たっては、関係法令等を踏まえ、通学路等の整備状況、地域住民の要望等を検討した上、関係者と協議し、地域の状況に応じた対応に配慮するものとする。
- (3) 本編は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

# 第2章 具体的な方策

1 危機管理意識の高揚

児童等、児童等の保護者及び地域住民等の危機管理意識の高揚を図るため、次のような 取組を実施する。

- (1) 児童等の参加による通学路等の安全点検
- (2) 通学路等における危険箇所や安全上注意を払うべき場所、緊急時に避難できる交番や 駐在所、「子ども110番の家」等の緊急避難場所等を記載した「地域安全マップ」の 作成
- (3) 広報紙、「地域安全マップ」等の資料の作成・配付
- 2 児童等に対する安全確保の取組

通学路等における児童等の安全の確保を図るため、次のような取組を実施する。

- (1) 児童等に対する声掛け
- (2) 通学路等のパトロール
- (3) 「子ども110番の家」等の緊急避難場所の整備と連携の強化
- (4) 緊急時の通報、その他安全確保のための活動
- 3 通学路等の安全点検

児童等の安全の確保を図るため、通学路等における児童等に対する犯罪の発生が懸念される危険箇所を点検するとともに、改善に向けた取組を実施する。

4 地域における関係機関・団体等との連携

児童等の安全の確保を図るため、地域における関係機関・団体等との連携を図り、次のような取組を実施する。

- (1) 通学路等における安全の確保に関する推進体制の整備
- (2) 通学路等における不審者のはいかい、その他児童等の安全の確保に関する情報の提供
  - 交換を図るためのネットワークの整備

# 5 安全教育の充実

児童等が通学路等において犯罪の被害に遭わないための知識を習得し、様々な危険を予測し、回避できる能力を育成するため、次のような取組を実施する。

- (1) 緊急時の対処方法を身に付けさせるための防犯教室や防犯訓練の実施
- (2) 地域における危険箇所及び「子ども110番の家」等の緊急避難場所の周知
- (3) 誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法の指導
- (4) 被害に遭遇した時の連絡・通報等の対処方法の指導

# 第3編 道路、公園、駐車場及び駐輪場における犯罪の防止に配慮した構造、設備等

#### 第1章 通則

#### 1 目的

本編は、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例第20条の規定に基づき、道路、公園、駐車場及び駐輪場(以下本編において「道路等」という。)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関して、具体的に配慮する事項を示し、もって防犯性の高い道路等の普及を図ることを目的とする。

#### 2 運用方針等

- (1) 本編は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) 本編は、道路等を設置し、又は管理する者(以下「管理者等」という。)に対して、 道路等の防犯性の向上に係る企画・設計及び施設整備上配慮すべき事項や具体的な手法 等を示すものである。
- (3) 本編の運用に当たっては、関係法令等を踏まえ、管理体制の整備状況、地域住民の要望等を検討した上、関係者と協議し、各施設や地域の状況に応じた対応に配慮するものとする。
- (4) 本編に基づく取組に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民の要望等 を勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等から順次、整備が図られるように 配慮するものとする。
- (5) 本編は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

# 第2章 整備事項

#### 1 道路に関する事項

- (1) 道路の構造や利用形態を勘案し、必要に応じてガードレール、横断防止柵等により歩道と車道とを分離すること。なお、冬期間の降雪時には除排雪により歩車道の確保に十分に配慮すること。
- (2) 道路や道路の周囲においては、見通しを確保するための措置をとること。なお、冬期間の降雪時には除排雪による見通しの確保に十分に配慮すること。
- (3) 防犯灯、街路灯等は、地域関係者が協働して、夜間において人の行動を視認できる程度の照度(注1)を確保すること。
- (4) 犯罪発生の危険性が高い道路においては、地域関係者が協働して、防犯ベル、警察に対する通報システム等の防犯設備を設置することが望ましい。

#### 2 公園に関する事項

- (1) 植栽は、計画段階から園路及び公園の周囲からの見通しの確保に配慮して樹種の選定 及び配置を行うとともに、下枝のせん定等必要な措置を取ること。
- (2) 遊具は、周囲から見通すことができる配置にすること。
- (3) 防犯灯、街路灯等の照明を適切に配置することにより、夜間において人の行動を視認できる程度の照度を確保すること。
- (4) 犯罪発生の危険性が高い公園においては、防犯ベル、警察に対する通報システム等の 防犯設備を設置することが望ましい。
- (5) 公園内の公衆便所は、次の事項に配慮して設置すること。
  - ア 周囲の道路、住宅等からの見通しが確保された場所に設置されていること。
  - イ 建物の入口付近及び内部において、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の 照度(注2)が確保されていること。

(6) 犯罪発生の危険性が高い公衆便所の各個室等においては、防犯ベルを設置することが 望ましい。

# 3 駐車場に関する事項

- (1) 駐車場の外周は、周囲からの見通しが確保されたフェンス、柵等により周囲と区分すること。
- (2) 駐車場は、周囲からの見通しが確保された構造とすること。 周囲からの見通しが確保されない場合には、管理者等が常駐若しくは巡回し、又は防 犯カメラその他の防犯設備を設置して見通しを補完する対策を講じること。
- (3) 地下又は屋内の駐車場については、駐車の用に供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、屋外の駐車場については夜間において人の行動を視認できる程度の照度を確保すること。

# 4 駐輪場に関する事項

- (1) 駐輪場の外周は、周囲からの見通しが確保されたフェンス、柵等により周囲と区分すること。
- (2) 駐輪場は、周囲からの見通しが確保された構造とすること。 周囲からの見通しが確保されない場合には、管理者等が常駐若しくは巡回し、又は防犯カメラその他の防犯設備を設置して見通しを補完する対策を講じること。
- (3) 駐輪場については、駐輪の用に供する部分の床面において夜間において人の行動を視認できる程度の照度を確保すること。
- (4) 自転車盗難等の犯罪発生の危険性が高い駐輪場においては、チェーン用バーラック又はサイクルラックの設置等自転車の盗難防止のための措置を講じること。

# 第4編 住宅における犯罪の防止に配慮した構造、設備等

# 第1章 通則

1 目的

本編は、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例第23条の規定に基づき、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関して、具体的に配慮する事項を示し、 もって防犯性の高い住宅の普及を図ることを目的とする。

## 2 運用方針等

- (1) 本編は、新築される住宅及び改修される既存の住宅を対象とする。
- (2) 本編は、住宅を建築しようとする者及び住宅を所有し、又は管理する者に対して、住宅の防犯性の向上に係る企画・計画上配慮すべき事項や具体的な手法等を示すものである。
- (3) 本編に掲げる施設が設置されていない場合には、当該施設に係る記載事項は適用しない。対象とする住宅の諸条件によっては、次のような場合がある。
  - ア 本編に示す各項目の適用の必要がない場合
  - イ 本編に示す内容とは異なる手法等をとる必要がある場合
  - ウ 本編に示す項目以外でも防犯上の配慮を必要とする場合
- (4) 既存の住宅の改修においては、関係法令等を踏まえ、事業者等が定める建築計画上の制約、管理体制の整備状況、居住者の要望等を検討した上、対応が極めて困難と判断される項目については適用しない。
- (5) 本編は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

#### 第2章 整備事項

- 1 共同住宅に関する事項
  - (1) 共用部分
    - ア 共用出入口
      - (7) 共用玄関の配置
        - 共用玄関は、道路及びこれに準ずる通路(以下本編において「道路等」という。)からの見通しが確保された位置に配置すること。
        - ・ 道路等からの見通しが確保できない場合には、防犯カメラ又はミラーの設置により見通しを補完する対策を実施すること。
      - (1) 共用玄関扉
        - 共用玄関には、扉の内外を相互に見通せる玄関扉を設置するとともに、オートロックシステムを導入することが望ましい。
      - (ウ) 共用玄関以外の共用出入口
        - ・ 共用玄関以外の共用出入口は、道路等からの見通しが確保された位置に配置すること。
        - 道路等からの見通しが確保できない場合には、防犯カメラ又はミラーの設置により見通しを補完する対策を実施することが望ましい。
        - ・ 共用玄関にオートロックシステムが導入されている場合には、共用玄関以外の 共用出入口には自動施錠機能付の扉を設置すること。
      - (エ) 共用出入口の照明設備
        - ・ 共用玄関の照明設備は、その内側の床面においては、人の顔及び行動を明確に 識別できる程度以上の照度、その外側の床面においては、人の顔及び行動を識別 できる程度以上の照度(注3)をそれぞれ確保すること。

・ 共用玄関以外の出入口の照明設備は、人の顔及び行動を識別できる程度以上の 照度を確保すること。

# イ 管理人室

- (7) 管理人室の配置
  - ・ 管理人室は、共用玄関、共用メールコーナー(宅配ボックスを含む。以下同じ。)及びエレベーターホールを見通せる構造とし、又はこれらに近接した位置に配置すること。
- ウ 共用メールコーナー
  - (ア) 共用メールコーナーの配置
    - ・ 共用メールコーナーは、共用玄関、エレベーターホール、管理人室等からの見通しが確保された位置に配置すること。
    - 見通しが確保できない場合には、防犯カメラ又はミラーの設置により見通しを 補完する対策を実施すること。
  - (イ) 共用メールコーナーの照明設備
    - ・ 共用メールコーナーの照明設備は、床面において人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保すること。
  - (ウ) 郵便受箱
    - 郵便受箱は、施錠可能なものとすること。また、オートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型とすることが望ましい。

# エ エレベーターホール

- (ア) エレベーターホールの配置
  - ・ 共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関、管理人室等からの見 通しが確保された位置に配置すること。
  - 見通しが確保できない場合には、防犯カメラ又はミラーの設置により見通しを 補完する対策を実施すること。
- (イ) エレベーターホールの照明設備
  - 共用玄関の存する階のエレベーターホールの照明設備は、床面において人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保すること。
  - ・ その他の階のエレベーターホールの照明設備は、床面において人の顔及び行動 を識別できる程度以上の照度を確保すること。

# オ エレベーター

- (7) エレベーターの防犯設備
  - ・ エレベーターのかご内には、防犯カメラ等の防犯設備を設置することが望ましい。
- (イ)エレベーターの連絡及び警報装置
  - ・ エレベーターには、非常時において押しボタン、インターホン等によりかご内 から外部に連絡する装置を設置すること。
- (ウ) エレベーターの扉
  - ・ エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉には、エレベーターホールからか ご内を見通せる構造の窓を設置すること。
- (エ) エレベーターの照明設備
  - ・ エレベーターのかご内の照明設備は、床面において人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保すること。
- カ 共用廊下及び共用階段
  - (7) 共用廊下及び共用階段の構造等
    - 共用廊下及び共用階段は、周囲からの見通しが確保され、死角を有しない配置

又は構造とすることが望ましい。

- 共用廊下及び共用階段は、各住戸のバルコニー等に近接する部分については、 当該バルコニー等に侵入しにくい構造とすることが望ましい。
- ・ 共用階段のうち、屋外に設置されるものについては、住棟外部からの見通しが 確保されたものとすることが望ましく、屋内に設置されるものについては、各階 において階段室が共用廊下等に常時開放されたものとすることが望ましい。
- (イ) 共用廊下及び共用階段の照明設備
  - 共用廊下及び共用階段の照明設備は、床面において人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度を確保すること。

# キ 自転車置場及びオートバイ置場

- (7) 自転車置場及びオートバイ置場の配置
  - ・ 自転車置場及びオートバイ置場は、道路等、共用玄関、居室の窓等からの見通 しが確保された位置に配置すること。
  - 屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、外部から自転車置場又はオートバイ置場の内部を見通すことが可能となる開口部を確保すること。
  - ・ 地下階等構造上周囲からの見通しが困難な場合には、防犯カメラ又はミラーの 設置により見通しを補完する対策を実施すること。
- (イ) 自転車置場及びオートバイ置場の盗難防止措置
  - ・ 自転車置場及びオートバイ置場は、チェーン用バーラック又はサイクルラック の設置等自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置を講じること。
- (ウ) 自転車置場及びオートバイ置場の照明設備
  - ・ 自転車置場及びオートバイ置場の照明設備は、床面において人の行動を視認で きる程度以上の照度(注4)を確保すること。

## ク 駐車場

- (7) 駐車場の配置
  - ・ 駐車場は、道路等、共用玄関、居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置すること。
  - ・ 屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、外部から駐車場の 内部を見通すことが可能となる開口部を確保すること。
  - ・ 地下階等構造上周囲からの見通しの確保が困難な場合には、防犯カメラ又はミラーの設置により見通しを補完する対策を実施すること。
- (イ) 駐車場の照明設備
  - 駐車場の照明設備は、床面において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保すること。

# ケ 通路

- (ア) 通路の配置
  - ・ 通路(道路に準ずるものを除く。以下同じ。)は、道路等、共用玄関、居室の 窓等からの見通しが確保された位置に配置すること。
  - ・ 周辺環境、夜間等の時間帯による利用状況、管理体制等を踏まえて、道路等、 共用玄関、屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に動線が集中するように配置すること が望ましい。
- (イ) 通路の照明設備
  - · 通路の照明設備は、路面において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保 すること。
- コ 児童遊園、広場、緑地等
  - (7) 児童遊園、広場、緑地等の配置
    - ・ 児童遊園、広場、緑地等は、道路等、共用玄関、居室の窓等からの見通しが確

保された位置に配置すること。

- (イ) 児童遊園、広場、緑地等の照明設備
  - 児童遊園、広場、緑地等の照明設備は、地面において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保すること。
- (ウ) 児童遊園、広場、緑地等の塀、柵、垣等
  - 塀、柵、垣等は、外部と敷地内との境界を明確にするため、敷地境界線に沿った配置にすることが望ましい。
  - ・ 塀、柵、垣等の位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因及び住戸の窓等 への侵入の足場とならないものとすること。

## サ その他

# (7) 屋上

- ・ 屋上は、出入口等に扉を設置し、屋上を居住者等に常時開放する場合を除き、 当該扉は、施錠可能なものとすること。
- ・ 屋上がバルコニー等に接近する場所となる場合には、避難上支障のない範囲において、面格子又は柵の設置等バルコニー等への侵入の防止に有効な措置を講じること。

## (イ) ゴミ置場

- ゴミ置場は、道路等からの見通しが確保された位置に配置すること。
- ・ ゴミ置場を住棟と別棟とする場合は、住棟等への延焼のおそれのない位置に配置すること。
- ゴミ置場は、塀、施錠可能な扉等で区画されたものとするとともに、照明設備 を設置したものとすることが望ましい。

#### (ウ) 集会所等

・ 集会所等の共同施設は、周囲からの見通しが確保された位置に配置するととも に、管理体制等を工夫すること。

# (エ) 防犯カメラ

- ・ 防犯カメラを設置しようとする場合には、その必要性及び管理体制のあり方を 併せて検討すること。
- 防犯カメラを設置する場合には、記録装置を設置することが望ましい。
- ・ 防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効 な位置、台数等を検討し適切に配置すること。
- 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保すること。

## (2) 専用部分

# ア 住戸の玄関扉

- (7) 玄関扉等の材質・構造
  - ・ 住戸の玄関扉等は、その材質を外部からの破壊が困難なものとし、デッドボルト(かんぬき)が外部から見えない構造とするとともに、必要に応じてガードプレートを設置すること。

## (イ) 玄関扉の錠

・ 住戸の玄関扉の錠は、ピッキング等による解錠が困難な構造のもので、面付箱 錠、彫込箱錠等破壊が困難な構造とすること。

また、主錠の他に、補助錠を設置することが望ましい。

- (ウ) 玄関扉のドアスコープ、ドアチェーン等
  - ・ 住戸の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置した ものとするとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置したものとする こと。

#### イ インターホン

- (7) 住戸玄関外側との通話等
  - ・ 住戸内には、住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホンスはドアホンを設置することが望ましい。
- (イ) 管理人室等との通話等
  - ・ インターホンは、管理人室を設置する場合には、住戸内と管理人室との間で通話が可能な機能等を有するものとすることが望ましい。
  - オートロックシステムを導入する場合には、住戸内と共用玄関の外側との間で 通話が可能な機能及び共用玄関扉の電気錠を住戸内から解錠する機能を有するものとすることが望ましい。

#### ウ 住戸の窓

- (ア) 共用廊下等に面する住戸の窓
  - ・ 共用廊下に面する住戸の窓(侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。)及び接地階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のものは、面格子、補助錠の設置等侵入の防止に有効な措置を講じたものとすること。
- (イ) バルコニー等に面する窓
  - ・ バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものは、錠付きクレセント、補助錠の設置等侵入防止に有効な措置を講じたものとし、窓ガラスの材質は、避難計画等に支障のない範囲で破壊が困難なものとすることが望ましい。

## エ バルコニー

- (ア) バルコニーの配置
  - ・ 住戸のバルコニーは、階段の手摺り、駐車場、駐輪場、物置等(以下この項において「階段の手摺り等」という。)を足場として侵入ができない位置に配置すること。
  - ・ やむを得ず階段の手摺り等がバルコニーに接近する場合には、面格子の設置等 バルコニーへの侵入防止に有効な措置を講じたものとすることが望ましい。
- (イ) バルコニーの手摺り等
  - ・ 住戸のバルコニーの手摺り等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支 障のない範囲において、周囲の道路等、共用廊下、居室の窓等からの見通しが確 保された構造とすることが望ましい。
- (ウ) 接地階のバルコニー
  - ・ 接地階の住戸のバルコニーの外側等の住戸周りは、住戸のプライバシーの確保 に配慮しつつ、周囲からの見通しを確保したものとすることが望ましい。

なお、領域性等に配慮し、専用庭を配置する場合には、その周囲に設置する柵 又は垣は、侵入の防止に有効な構造とすること。

#### 2 一戸建て住宅に関する事項

# (1) 玄関扉

## ア 玄関扉等の材質・構造

・ 住戸の玄関扉等は、その材質を外部からの破壊が困難なものとし、デッドボルト (かんぬき)が外部から見えない構造とするとともに、必要に応じてガードプレートを設置すること。

## イ 玄関扉の錠

・ 住戸の玄関扉の錠は、ピッキング等による解錠が困難な構造のもので、面付箱錠、 彫込箱錠等破壊が困難な構造とすること。また、主錠の他に、補助錠を設置することが望ましい。

# ウ 玄関扉のドアチェーン等

玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能な構造や設備を有したものとするとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置したものとすること。

#### (2) インターホン

#### ア 住戸玄関外側との通話等

・ 住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホン を設置することが望ましい。

## (3) 窓

# ア 接地階に存する住戸の窓

・ 接地階の窓(侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。)のうちバルコニー等に面するもの以外のものは、面格子、補助錠の設置等侵入の防止に有効な措置を講じたものとすること。

## イ バルコニー等に面する窓

・ バルコニー等に面する窓のうち侵入が想定されるものは、錠付きクレセント、補助錠の設置等侵入の防止に有効な措置を講じたものとし、窓ガラスの材質は、避難等に支障のない範囲で、破壊が困難なものとすることが望ましい。

# (4) バルコニー

# ア バルコニーの配置

- ・ バルコニーは、階段の手摺り、物置、車庫、カーポート等(以下この項において 「階段の手摺り等」という。)を足場として侵入ができない位置に配置すること。
- ・ やむを得ず階段の手摺り等がバルコニーに接近する場合には、面格子の設置等バルコニーへの侵入防止に有効な措置を講じたものとすること。

# イ バルコニーの手摺り等

・ バルコニーの手摺り等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない 範囲において、周囲の道路等、居室の窓等からの見通しが確保された構造とすることが望ましい。

## ウ 接地階のバルコニー

接地階のバルコニーの外側等の住戸周りは、住戸のプライバシーの確保に配慮しつつ、周囲からの見通しを確保したものとすることが望ましい。

なお、領域性等に配慮し、庭を配置する場合には、その周囲に設置する柵又は垣は、侵入の防止に有効な構造とすること。

# (5) その他

# ア 冬期間の防犯対策

- ・ 冬期間の屋根からの落雪又は除雪による雪山が住宅内部への進入路にならないよ う除排雪に配慮すること。
- (注1) 「人の行動を視認できる程度の照度」とは、4m先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度。以下同じ。)が概ね3ルクス程度のものをいう。
- (注2) 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10m先の人の顔及び行動が明確に識別でき、誰であるか明確に分かる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。
- (注3) 「人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度」とは、10m先の人の顔及び行動 が識別でき、誰であるかわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね20ル クス以上のものをいう。
- (注4) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4m先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね3ルクス以上のものをいう。